

第2回 定例会

総務文教委員会 主な審査内容

●財産の取得について（化学
消防ポンプ自動車（大I型））

解説
入札の結果、9,607万4千円
で落札された。

Q 本件の調達により、石油化学コンビナート火災等に対応できる車両は何台になるか問う。

A 現在は、化学消防ポンプ自動車と同様の機能を持つ車両を1台所有しており、本件の調達により、2台で対応できる体制となる。



同型の化学消防ポンプ自動車
※東京消防庁ホームページより引用

Q 今回調達する化学消防ポンプ自動車は何年間の使用を見込んでいるのか問う。

A 20年間の使用を目安にしている。

●令和元年度大竹市一般会計
補正予算（第1号）について

解説
補正予算額

- 4億5,856万7千円
- 【歳入】
- ・プレミアム付商品券国庫補助金 4,786万9千円
- ・プレミアム付商品券売上金 1億3,600万円
- ・土地売却収入 3,406万3千円
- 【歳出】
- ・プレミアム付商品券事業費 1億8,386万9千円
- ・白石墓地移転事業費 138万9千円

Q プレミアム付商品券の対象者のうち、非課税世帯に対しては、情報の取り扱いに配慮が必要と考えるが、対応についてどうなっているのか。また、期間内に使用できなかった場合、払い戻しは可能か問う。

A 引換券でプレミアム付商品券を購入されることで対象者であるということがわかるが、非課税世帯と子育て世帯で、引換券の区別はしないので、非課税世帯とわかることはないように配慮をしている。
また、期間内に使用できなかった場合、払い戻しはできない。
ただし、期間は2020年3月末までと長めに設定されており、広報やホームページ等も活用し、期間の周知を十分に行っていきたい。

大竹市プレミアム付商品券

500円

使用期間: 令和元年10月1日から令和2年3月31日まで

※大竹市プレミアム付商品券取扱店のみで使用できます。
※釣り銭は支払われません。また、払い戻しもできません。
※その他、裏面の注意事項をご確認ください。

発行・大竹市

大竹市プレミアム付商品券

Q 歳出の衛生費における白石墓地移転事業に用地買収費が計上されているが、算定根拠についてどうなっているのか。

また、歳入では、財産収入として、市宮御園2・3号棟の跡地に係る土地売却収入が計上されているが、この算定根拠について問う。

A 白石墓地移転事業の用地買収費については、国の示す鑑定評価に基づき算定している。また、市宮御園2・3号棟の土地売却収入については、広島国道事務所が不動産鑑定評価額等により調査のうえ提示した額をベースとして算定しており、不動産評価審査会で審議も経ている。

●その他の議案 2件

※採決の結果、すべての議案が
原案のとおり可決



本会議での採決の結果
原案のとおり可決

第2回定例会は、令和元年6月4日～6月17日の14日間行われました。
 詳細については、令和元年9月ごろに本会議録が製本されますので、市ホームページ、
 市情報公開コーナー、図書館等でご覧ください。市ホームページで録画中継もご覧いただけます。

生活環境委員会 主な審査内容

●広島県と大竹市との間における
 港湾管理事務の事務委託に関する
 規約の変更について

Q 規約の変更によって、大竹市の
 事務から、プレジャーボートに係留
 に関する事務を除くことになる。

A また、広島県では、『放置艇解消
 のための基本方針』を策定している
 が、大竹市のプレジャーボートの放
 置艇に対する今後の関わり方、及び、
 大竹市内の港湾・漁港に係留中のプ
 レジャーボートの数について問う。

A 規約の改正は、プレジャーボ
 ートの管理を広島県へと移すもので
 ある。今後数年間は、広島県がプレ
 ジャーボートの放置艇の管理・指導
 等を行なっていくことになるが、県
 は現場に職員を配置しておらず、将
 来的には大竹市と連携・協力が必要
 になるものと考えている。

また、大竹市内に係留中のプレ
 ジャーボートの数については、港湾
 では、小方港に38隻、飛石港に24隻、
 小方南港に40隻、全体で102隻で
 ある。漁港では、玖波漁港に99隻、
 阿多田漁港はゼロである。

Q 広島県の『放置艇解消のための
 基本方針』においては、漁港も対
 象とされている。漁港では、プレ
 ジャーボートと漁船が混在している
 状況であると思うが、港湾でのプレ
 ジャーボートの放置艇解消の対策に
 より、漁港への影響が出ないよう、
 県や漁協との調整・協力をどのよう
 に考えているか問う。

A 大竹市内の漁港は、市が所有・
 管理している。他の港湾では放置
 艇の対策により、市内の漁港に移つ
 てくるなどの影響も考えられるため、
 広島県や地元の漁港とも協議し、周
 知期間も設けながら、適正な管理が
 できるよう取り組みたい。



飛石港

●大竹市家庭保育事業等の設備及
 び運営に関する基準を定める条例
 の一部改正について

Q 現在、大竹市内に家庭的保育事
 業の実施事業所がないが、その理由
 をどう分析しているか。

A また、待機児童の現状と推移、国
 の定義する待機児童には該当しない
 が、実質的に待機児童となっている
 児童の状況について問う。

A 家庭的保育事業は、3歳未満児
 を預ける事業であり、実施する事
 業者がいれば、保育の受け皿の拡充
 が期待できる。大竹市でも、実施希
 望者には協力したいと考え、補助制
 度も設けており、相談を受けたこと
 はあるが事業実施には至っていない。
 大竹市では、一般の児童を受け入れ
 る認可外保育所がないことや、児童
 の人口の状況などが、実施されてい
 ない理由と考えている。

また、国の定義する待機児童は、
 保育所の開所時間と保護者の就労時
 間の関係から、送迎が難しく、特定
 の保育所でないで預けられない場合、
 及び地理的な条件や、交通手段がな
 く、特定の保育所でないで通えない
 場合などにおいて、その特定の保育
 所に空きがなく、入所できない状況
 をいう。こうした待機児童の大竹市

の状況は、平成29年度は11名、平成
 30年度は3名、現在はゼロである。
 一方で、大竹市内に入所可能な保育
 所はあるが、他に希望する保育所が
 あり、その保育所に空きがなく入所
 出来ない「私的理由」に位置づけら
 れる待機児童については、平成30年
 度は4名で、現在、同様の児童は15
 名おり、いずれも3歳未満児である。
 これらの児童には、保育士の増員に
 より対応を行なっている。



大竹保育所

●その他の議案 1件

※採決の結果、すべての議案が
 原案のとおり可決



本会議での採決の結果
 原案のとおり可決